

第202400023408号
令和6年5月8日

倉吉市市民生活部長
米子市福祉保健部長
湯梨浜町町民課長
南部町企画政策課長

様

鳥取県生活環境部長
(公印省略)

令和6年度鳥取県公衆浴場電気料金高騰対策市町村補助金について（通知）

このことについて、下記のとおり補助金を交付しますので、交付を希望される場合は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第5条及び第11条に定める交付申請書及び実績報告書を令和6年6月28日（金）までに提出していただきますようお願いします。

（担当）くらしの安心局くらしの安心推進課 花原 ／ 電話 0857-26-7185

記

1 交付目的

本補助金は、電気料金の高騰により経費負担が増加する一般公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定に基づく知事の営業許可を受け、かつ、入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により統制額の指定を受けているものに限る。以下同じ。）の経営の安定を図り、もって地域住民の保健衛生を確保することを目的として交付するものであること。

2 補助金の交付

- (1) 本補助金は、1の目的の達成に資するため、令和5年度に鳥取県公衆浴場確保対策費市町村補助金（以下「既存補助金」という。）の交付を受ける一般公衆浴場に対し、市町村が既存補助金とは別に電気料金高騰対策として助成を行う場合に、県が予算の範囲内で交付するものであること。
- (2) 本補助金の額は、(1)により市町村が助成する下表の第3欄に掲げる額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額とすること。

| 1 補助対象事業 | 2 補助対象経費 | 3 補助対象額 | 4 補助率 | | | | | | | | |
|--------------------------|---|---|----------|------------|-------------|------------|--------------------------|------------|--------------|-------------|------------------------------------|
| 一般公衆浴場の運営に係る電気料金高騰に対する支援 | 一般公衆浴場が負担する電気料金（湯の加温に要する電気料金は除く。以下同じ。）に対し、市町村が価格高騰対策として助成に要した経費 | <p>施設の令和5年度の電気使用量（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの電気使用量の合計）に応じて市町村が助成に要した下表に定める額（3ヵ月相当分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間電気使用量</th> <th>市町村助成額（定額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000kWh未満</td> <td>25,000円／施設</td> </tr> <tr> <td>50,000kWh以上、100,000kWh未満</td> <td>75,000円／施設</td> </tr> <tr> <td>100,000kWh以上</td> <td>150,000円／施設</td> </tr> </tbody> </table> | 年間電気使用量 | 市町村助成額（定額） | 50,000kWh未満 | 25,000円／施設 | 50,000kWh以上、100,000kWh未満 | 75,000円／施設 | 100,000kWh以上 | 150,000円／施設 | <p>1／2</p> <p>※県は市町村助成額の1／2を助成</p> |
| 年間電気使用量 | 市町村助成額（定額） | | | | | | | | | | |
| 50,000kWh未満 | 25,000円／施設 | | | | | | | | | | |
| 50,000kWh以上、100,000kWh未満 | 75,000円／施設 | | | | | | | | | | |
| 100,000kWh以上 | 150,000円／施設 | | | | | | | | | | |

3 交付申請及び実績報告等

- (1) 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、令和6年6月28日（金）までに行わなければならない。
- (2) 規則第5条の申請書及び実績報告書は、本通知で示す別紙様式1によるものとする。
- (3) 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別紙様式2によること。

4 交付決定及び交付額確定の時期等

- (1) 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から30日以内に行うものとする。
- (2) 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、別紙様式3によるものとする。

別紙様式 1

年　月　日

鳥取県知事 様

住 所

申請者

(法人にあっては名称及び代表者の職氏名)

担当者名 :

電話番号 :

令和 6 年度鳥取県公衆浴場電気料金高騰対策市町村補助金交付申請書兼実績報告書

鳥取県公衆浴場電気料金高騰対策市町村補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条及び第 17 条の規定により、下記のとおり申請及び実績報告します。

記

1 交付申請額（実績報告額）

| | |
|----------------|------------------------------|
| 補助事業等の名称 | 令和 6 年度鳥取県公衆浴場電気料金高騰対策市町村補助金 |
| 算定基準額 | 円 |
| 交付申請額 (実績額) | 円 |
| 添付書類 | ・別紙様式 2 で定める事業計画書及び報告書 |

別紙様式 2

市町村名 _____

(担当課名)

(担当者名)

令和 6 年度公衆浴場電気料金高騰対策助成事業計画書及び報告書

(単位 : 円)

| 公衆浴場名 | 市町村助成額 (ア) | (ア) × 1 / 2 |
|-------|---------------|-------------|
| | | |
| | 合計 | (交付申請額) |

別紙様式3

令和 年 月 日

様

職 氏 名 印

令和6年度鳥取県公衆浴場電気料金高騰対策市町村補助金
交付決定通知書及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった令和6年度鳥取県公衆浴場電気料金高騰対策市町村補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先 ）

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 本補助金の額の確定

本補助金の確定額は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。